

半田市耐震改修促進計画（概要版）



計画の本編は、市ホームページで閲覧できます。

左の QR コードを読み取るか、「半田市耐震改修促進計画」と検索してください。

【担当課】建築課 電話番号：84-0671

I 計画の概要

概要

本計画は、南海トラフ大地震等の発生が危惧されるなか、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、大地震から市民の皆さんの生命や財産を守るため「耐震改修促進法」に基づき、国の基本方針や半田市において想定される地震の規模・被害状況等、市内の耐震化の現状及び関連計画を勘案し、具体的な目標と耐震化を促進するために取り組むべき方策を定めるものです。

位置づけ

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」、「半田市総合計画」を上位計画、「半田市地域防災計画」、「半田市国土強靱化地域計画」、「半田市都市計画マスタープラン」を関連計画とし、耐震改修促進法に基づき、本市における住宅・建築物の耐震化を促進します。

II 基本的事項

対象区域

半田市全域

計画期間

2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間

対象建築物

住宅

住	戸建住宅
宅	共同住宅（長屋を含む）

建築物

建	耐震診断義務付け建築物	要緊急安全確認大規模建築物	
		要安全確認計画記載建築物	防災上重要な建築物 通行障害既存耐震不適格建築物
築	その他の建築物	特定既存耐震不適格建築物	多数の者が利用する建築物 危険物の貯蔵場等の建築物 通行障害既存耐震不適格建築物

III 計画の目標

住宅の耐震化の目標

- 2025（令和7）年度までに住宅の耐震化率を95%とします。
- 2030（令和12）年度までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消します。

建築物の耐震化の目標

- 2025（令和7）年度までに、要緊急安全確認大規模建築物で、耐震性の不十分なものを解消します。
- 防災上重要な建築物及び通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化は完了しています。
- 特定既存耐震不適格建築物の耐震化を進めます。

住宅・建築物の減災化の目標

- 住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守ります。
- 大規模な地震時にも、住宅が倒壊せず、住宅の外に出られること、怪我をせずに動けることが重要であるため、住宅の減災化対策について、取組の強化・促進を図ります。
- 建築物は、社会基盤・生活基盤の基本であることから、生活を守るため、地震によって被災した場合でも速やかに復旧できるよう、建築物の減災化対策に取り組めます。

IV 促進を図るための取組

住宅の耐震化・減災化

耐震診断、耐震改修、取壊・建替、リフォーム等の促進及びその他支援策の周知を行います。また段階的耐震改修、耐震シェルター等の設置、家具の転倒防止の促進及び地震時の電気火災対策を行います。

建築物の耐震化・減災化

特定既存耐震不適格建築物について、愛知県と連携し耐震診断補助の活用により、耐震診断の促進に取り組みます。また改修の促進に向け、特定既存耐震不適格建築物について、愛知県と連携し耐震性不十分な建築物の解消につながるよう、所有者に耐震化の重要性を理解してもらう普及啓発活動を行います。建替や除却も建築物の耐震化につながることから、建替等の支援の在り方について愛知県と連携し検討を行ってまいります。減災対策として、大規模空間の天井、窓ガラス、内外壁などの非構造部材の落下防止対策や、エレベーター・エスカレーター・受水槽などの建築設備の安全対策などの周知を図ります。

耐震化・減災化に向けた環境整備

愛知県及び他市町村との連携、愛知県建築物地震対策推進協議会との連携し、耐震化・減災化を促進するための普及・啓発として、高齢の所有者に対する普及・啓発、安価な耐震改修工法の普及・啓発、パンフレット等の作成、耐震講座、耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口、耐震診断簿別訪問の実施します。また、「半田市住宅耐震化緊急促進プログラム」を策定し、毎年度、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、内容の充実・改善を図り、住宅の耐震化を強かに推進します。

建築物に関する指導等について

愛知県と連携を図り、建築物の所有者に対し、必要な指導を行います。

V その他の施策

ブロック塀の安全対策

半田市地域防災計画に掲げる避難所や避難場所へ至る経路を対象に、ブロック塀等の撤去費用への補助を実施しており、制度の周知を図り利用を促すことで、ブロック塀への安全対策を促進します。

液状化対策・津波対策

津波など大規模災害時における避難や徒歩帰宅の一助となるよう、地形図に標高の着色や避難所を明示した「半田市防災マップ（標高・避難所）」や地震発生時の震度想定や液状化の危険度等を明示した「地震時ハザードマップ」を作成しています。

VI 計画の達成に向けて

フォローアップ

本計画で掲げた目標を達成するために、本計画に記載した取り組みや施策等の実績の進捗状況を確認、フォローアップを行います。進捗状況を踏まえ、計画達成に向けて必要な取り組みを行います。

計画の見直し

2025（令和7）年度の間時点において、目標の達成状況及び耐震化の進捗状況の確認を行います。また、県計画や他の関連計画等に照らして必要に応じ見直しを行います。